○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第八号

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の施行に伴い、及び新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示（平成二十二年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月一日から施行する。

令和七年十月八日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号。以下「省令」という。）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機とは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機とする。	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号。以下「省令」という。）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機とは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機とする。
第二条　省令第十一条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）、省令第十三条第一項に規定する報告等及び同条第二項に規定する申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能の全てを備えたものとする。	**第二条**　省令第十一条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び省令第十三条に規定する申出等（以下単に「申出等」という。）を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能の全てを備えたものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等並びに同令第十三条第一項の報告等及び同条第二項の申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第一号ハの電子証明書並びに第十三条第二項の事項の入力方法等に関する告示	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一条第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一条第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示
第一条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号。以下「省令」という。）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機とは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機とする。	**第一条**　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号。以下「省令」という。）第十一条第一項に規定する厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機とは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機とする。
第二条　省令第十一条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）、省令第十三条第一項に規定する報告等及び同条第二項に規定する申出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能の全てを備えたものとする。	**第二条**　省令第十一条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び省令第十三条に規定する申出等（以下単に「申出等」という。）を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能の全てを備えたものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
第四条　省令第十一条第二項第一号ハに規定する電子証明書は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。	**第四条**　省令第十一条第二項第三号に規定する電子証明書は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。
一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（省令第十一条第二項第一号イに規定するものを除く。）であること。	一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（省令第十一条第二項第一号に規定するものを除く。）であること。
二　（略）	二　（略）
第五条　省令第十三条第二項に規定する申出を行おうとする者は、同項の規定により、同項第二号に掲げる事項を入力するときは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力して行わなければならない。	**第五条**　申出等を行おうとする者は、省令第十三条の規定により、同条第二号に掲げる事項を入力するときは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力して行わなければならない。